

一般廃棄物処理業許可証

住 所 中川郡本別町上本別10番地3
 氏 名 有限会社 北海陸運 代表取締役 小川 哲也 様

令和2年1月15日に申請のあった一般廃棄物処理業については、廃棄物の処理及び清掃に関する法律第7条第1項の規定により、次のとおり許可する。

事業の範囲	収集・運搬・中間処理・最終処分の別	収集・運搬
	取り扱う一般廃棄物の種類	抜根・枝条・草木・流木・ボサ
営業所の所在地及び名称		中川郡本別町上本別10番地3 有限会社 北海陸運
許可期間		令和2年 2月 1日から 令和4年 1月31日まで
一般廃棄物の収集を行うことができる区域		豊頃町内全域
許可条件	収集した廃棄物の搬入場所	中川郡本別町美里別663番地1 小川建設工業 株式会社 北海リサイクルセンター
	その他	関係法令を遵守すること。

令和2年 1月27日

豊頃町長 宮 口

